精神科の入院は、複雑？！

精神科の入院は、スムーズに治療契約を結べない場合も少なくありません
そこで、患者さんの人権擁護のために、「精神保健福祉法」で定められた規を私たちが遵守することで、患者さんを守ることになるのです。

その「精神保健福祉法」は6種類の入院をさだめています。
大きくは、3種類に分けられます。（任意・医療保護・措置入院）

ほとんど書面で知らせる義務があり、すべて監査の対象になります。

入院診療計画書
1w以内

生活自立度判定
褥瘡計画

アセスメント訪門
2w以内
高額療養費払い戻し制度（現物支給）

ご本人が病気であるのを自覚し、自分の意思での入院

任　意　入　院

書類1　［任意入院用］　保管しなくていい
入院に際してのお知らせ
お渡しします

一般科の入院と同じ。
入院患者が請求すれば基本的に退院可能。
指定医が必要ありと判断した場合は72時間に限って退院制限可能 精神保健福祉法第22条の4

はい、わかりました。
同意します。

書類2　事務保管
任意入院同意書
お渡しします

書類3　カルテに綴じる
開放処遇の制限についての同意書
お渡しします

よくお知らせする責任と義務があります。

開放(3)病棟入院

病状悪化
行動制限
外に出して！！

書類6　カルテに綴じる
開放処遇の制限を行うにあたってのお知らせ
お渡しします

転棟

長

閉鎖(1・2)病棟入院

閉鎖　意思

長

書類5　カルテに綴じる
任意入院（継続）同意書
お渡しします

1年
3年
5年
・年
・年

入院はイヤだ！退院させろ！

行動制限
外に出して！！
面会・信書・TEL

書類4　カルテに綴じる
入院継続のお知らせ
お渡しします
退院制限の告知

書類12　カルテに綴じる
行動制限のお知らせ
お渡しします
外出
面会・信書・電話

医療保護入院

開放病棟での保護もありえる

告知延期：告知することが病状から支障がある時にOK
4週間以内

もれやすいので気をつけて！

自由は守られますよ文書

書類13　カルテに綴じる
「退院・処遇改善の請求」
お渡しします

精神保健福祉法第37条

パンフレット
精神病院に入院中のあなたへ

面会の自由
通信の自由
信書の自由
電話の自由

都道府県精神保健福祉センター
地方法務局人権擁護主管部局
精神医療審査会
（公衆電話の前に張っています。）

12時間以内の隔離
12時間以上の隔離
毎日1回診察

拘束
頻回な診察

制限が必要な場合は、必ずドクターはカルテ記載が必要です。

閉
鍵
精神科への入院

書類10　カルテに綴じる
隔離時
隔離を行うに当たってのお知らせ
お渡しします

書類11　カルテに綴じる
身体拘束
身体拘束を行うに当たってのお知らせ
お渡しします

すぐに書類を渡せない場合は、A3ラミネート文書を読み上げ、あとで書類を渡すことも在り得る

書類7　カルテに綴じる
意思
隔離時
隔離室入室同意書
お渡しします

保護者の同意での入院

医　療　保　護　入　院

事務手続きは窓口

書類8　［保護入院用］　保管しなくていい
入院に際してのお知らせ
お渡しします

精神保健指定医の診察
扶養義務者の同意で4w
保護者の同意で、医療保護の必要な症状のとれるまでの間
精神保健福祉法第33条

10日以内保健所届け出
保護者の同意
1年毎の定期報告

退院療養計画書

退院前・後訪門
1・3・6カ月・後

自立支援医療（精神通院）

保護者の意思に反しても強制的入院

措　置　入　院

都道府県知事による措置
指定医2名の診察

一般的な保護者と違う　保護　？？

扶養義務者
民法上　互いに扶養する義務

保護者
精神保健福祉法第20条　社会的責務
後見人・配偶者・親権者・扶養義務者
混乱を避けるため一人につき一人だけの規定
家庭裁判所の審判必要